

地域での生活を支える コミュニティビジネスの担い手に関する一考察

菊 本 舞*

序章 問題の所在

第1章 地域再生をめざすコミュニティビジネス論の展開

第1節 イギリスにおけるコミュニティビジネス論

第2節 日本におけるコミュニティビジネス論

第3節 コミュニティビジネス概念をめぐる若干の検討

第2章 多様な地域課題に対応したサービス供給主体の必要性

第1節 「生活サービス」の定義と混合財および供給主体の多様性

第3章 コミュニティビジネスとソーシャルビジネスとの相互浸透

第1節 協同組合の事業から発展して組合員の生活をサポート

第2節 生協の組合員組織から広がる有償ボランティアベースの活動

第3節 まちづくり型・地域づくり型のNPOや協同組合

第4節 地域コミュニティのソーシャルビジネス的展開

結びにかえて

序章 問題の所在

近年、生活サービス産業に対する成長産業としての期待感が高まっている。産業構造の高度化が経済のサービス化を促し知識経済の段階に至る今、製造業はグローバル経済下の国際分業の中で、より安価な労働力を求めて海外流出・空洞化し、ものづくりそのものに代わり「コト」「ストーリー」を重視したマーケティングが重視されるようになってきている。生活そのものも「ライフスタイル産業」として商品化される時代に入り、ライフスタイル産業に象徴される生活サービス産業が今後の成長産業として期待されている。この期待感は経団連等の経済団体からも示されている¹。

しかしながら、ライフスタイル産業に象徴されるような生活自体の商品化の一方で、すべてのサービス(産業)が成長産業として期待されるかといえれば難しい。また国民生活の観点から

すれば、生活そのものの商品化が、すべての地域に平均的にサービス産業が成長産業として地域に根付き、雇用と地域社会の安定をもたらすとは限らない。生活に必要な財・サービスの供給には明確に地域的偏在がみられ、またそれらの地域的偏在が新たな地域間格差をもたらしている。さらに踏み込んで言えば、地域内格差をももたらす。例えば、過疎地域における自家用車とそれを運転できる人が世帯に居るかどうかという点は、地域公共交通にかかる移動の問題、日用品の買い物問題、医療・福祉サービスの問題として典型的に表れている。つまり過疎地域等の生産条件不利地域においては、生活者のニーズがあっても、地域によっては市場規模の限定の問題、またニーズを満たす労働力や人材の質量を確保できないといった課題等、需要に見合う供給及び供給単位に見合う需要のバランスが取れずに、いわゆる期待通りの成長産業となることを阻むわけである。

しかしながら、特に生活関連サービスについてのニーズは、人々の生活がある限り普遍的なものとしてどの地域にも存在する。生活関連サービスは対人型ケアを前提とするものが多い。つまり財・サービスの担い手及び受け手双方に個別具体的な存在が前提とされ、グローバル経済下においても対人型ケアを前提とするサービスは、時間的空間的制約からは離れることはできない。つまり供給側から見ても効率的に運営しようとするれば、近隣におけるサービスの供給主体であることが必然である。生活関連サービスは、サービス提供に①物理的空間を伴い、②属人的であることから、③近隣型で、結果として④地域的偏在の傾向が強くなるのが特徴としてあげられる。

* 岐阜経済大学経済学部准教授

こうしたサービス産業にかかる地域的偏在とそれに伴う地域間格差の中で、地域課題は多様化している。地域課題はすなわち地域の不均等発展の結果として、社会的課題の地域的現れであるが、昨今では保健・医療・福祉・子育て・教育・文化継承・環境保全・食の安全等、多岐にわたる。人口の高齢化・少子化に歯止めがきかず過疎地域では、長年、地場産業の衰退と空洞化・耕作放棄地や荒廃森林の増大が経済的な課題として認識され、これまでも、国から地方への行財政支援等がされてきた。しかし根本的な解決には至らず、いまや日本全体が人口減少局面に入り、地域での課題は、特定の分野ごとに、その分野の専門機関におけるそれぞれへの対処療法では根本的な課題の解決に至らず、より多様な主体による取り組みと連携による解決が必要になっている。つまり、後にも見るように地域での生活を成り立たせ維持していくために、対人サービスから生活基盤の整備まで含めて、地域全体をケアおよびサポートしていくようなサービス（業）が追求されつつある。

ここで最も大きな課題は、サービスの地域的偏在とそれに伴う地域間格差をいかにして是正していくか、すなわち地域コミュニティの問題に対して、営利-非営利の対比において、地域経済の観点からどのようにとらえるべきかという点である。この課題に対して、従来、福祉国家的観点からは、生存権を保障する行政サービス、また第三セクターとして混合的に供給されてきたが、非営利協同セクターあるいはサードセクターの地域経済へのインパクトをはかる研究はほとんどみられない。サードセクターは地域ベースでは公共部門と密接に連動しており、サードセクターを区分することが容易ではないことがあげられる。また、のちに見るように生協における組合員活動が実質的な非営利協同に基づき地域に必要なニーズを満たしている事例や地域社会における相互扶助的関係のもとで地域の共同業務として生活支援が捉えられている事例も未だ多く見受けられ、貨幣的関係のもとで地域経済をとらえることの限界がある。「コミュニティ経済²」をグローバル経済と対置するとす

れば、コミュニティ経済のあり方についてその方法論を考える必要があるのである³。それはすなわち、営利-非営利を超えて、生活・生産の場としての地域の再構築は可能かという点にかかっている。

このような非常に大きな課題の中で、本論では特に供給主体となる担い手に焦点をあてて考えたい。人口減少時代における地域課題の多様化の中で、いかにその担い手を求めることができるのか、いくつかの事例を通じて糸口をつかむこととする。

第 I 章 地域再生をめざす コミュニティビジネス論の展開

第 1 節 イギリスにおける コミュニティビジネス論

「コミュニティ・ビジネス」「ソーシャル・ビジネス」は、事業活動を通じた地域課題・社会問題の解決するものとして、いわばコミュニティの再構築にとって重視されるようになっている。

もともとコミュニティビジネスは、都市問題等に直面したイギリスにおいて、社会的排除ではなく社会的包摂による社会の安定を、雇用を生み出すことによって解決しようとしたことに端を発する。さらに発展的には雇用のみならず生きがいや地域における協同そのものを指して使われるようになった。

イギリスにおけるコミュニティビジネス論から得られる示唆について、橋本（2007）は以下のようにまとめている。

すなわち、第一に「地域再生という観点から新しい産業のあり方を模索するなか、その担い手として、コミュニティビジネスや社会的起業を位置づけ」、「地域社会や地域経済の活性化を進める担い手として注目を集めている」という点である⁴。

第二に「財政危機や官僚制の逆機能が深刻化する状況下、従来、行政組織が担ってきた領域において、民間事業者の参入を促す動きがでてきて」おり、「公と民の関係を捉えなおす動きが進められるなか、地域社会の諸課題に取り組

む新たな担い手として、コミュニティビジネスや社会的企業が位置づけられている」ことである⁵。介護サービスや公共施設の指定管理制度の運用などがその具体的な例として挙げられるが、「その地域社会の固有の問題への配慮や社会的な価値の追求という観点を考慮に入れることが求められ」ており、「行政のアウトソーシングの受け皿としてコミュニティビジネスが位置づけられている」ことを示すものである。合わせて、「新しい公共」に関わり、公と民とのパートナーシップのあり方や、公共的な事業実施において資金の出所や用途についての問題も含むと指摘される⁶。

第三に「新しい産業の担い手」かつ「雇用を増進する手段」、さらに「福祉から就労へ」を実現する手段としてコミュニティビジネスが期待されている。そもそもイギリスにおける地域再生課題は、製造業の衰退に伴う雇用の悪化が地域社会の疲弊と社会的排除をもたらすことにあり、「人々の地域社会への参加のルート」を確保することによって「社会的排除の克服という文脈から、地域再生に取り組むこと」が意図されていた⁷。

第2節 日本におけるコミュニティビジネス論

日本で最初にコミュニティ・ビジネスを提起したのは細内(1999)である。細内の定義によればコミュニティビジネスは「地域住民がよい意味で、企業的経営感覚をもち、生活者意識と市民意識のもとに活動する『住民主体の地域事業活動』、「地域コミュニティ内の問題解決と生活の質の向上を目指す『地域コミュニティの元気づくり』をビジネスを通じて実現すること⁸」である。細内の提起には、阪神・淡路大震災からの復興においてボランティアが活躍し、その後の特定非営利活動促進法の成立につながっていく中で、NPOやボランティアの意義を強調する議論が多かったところに、そのボランティア側面を強調するのではなく雇用の観点を組み込んだこと、また、失業率の上昇に着目し「なりわい」の必要性に踏み込んでいることに特徴があるとされる。人々の生活の危機においてその

再生については、地域コミュニティ全体を視野に入れるという点については、宮入興一(2008)が震災復興の過程において、①住宅を含む生活、②なりわいである生業、③地域社会における人々の絆である地域コミュニティを一体で復興していくことの重要性を「三位一体の復興」と表現したように、非常に重要な点である⁹。地域社会において住居や生業としての働く場が確保されているということが、各個人の生活が地域全体の問題としてとらえられ、個人の生活の再生の積み重ねが地域全体の再生として一体的にとらえられている。

コミュニティビジネスの事業分野として、細内は福祉、環境、情報、観光・交流、食品加工、まちづくり、商店街の活性化、伝統工芸等をあげたが、橋本の整理によれば、コミュニティビジネスの事業の主要領域は、①中心市街地活性化、商店街活性化に関わるもの、②環境コミュニティビジネス、③農村地域におけるコミュニティビジネス¹⁰、④地域福祉領域における社会参加や就労支援を促進するコミュニティビジネスに区分される¹¹。

また、白戸洋は、細内の提起を踏まえつつ、コミュニティビジネスを、「第一にコミュニティを基盤とした、あるいはコミュニティの問題の解決に取り組む活動であり、第二に市場的解決や行政的解決に依存せず、第三にしたがってその主体は地域の住民であり、第四にそのために地域の資源を有効に活用して「ビジネス」として成立させ、第五に、その結果新しい「働き方」や「労働」のあり方を創出するものとして定義¹²した。

第3節 コミュニティビジネス概念をめぐる若干の検討

コミュニティビジネスの概念をめぐるのは、次のような議論がある。すなわち、「日本におけるコミュニティビジネスの振興の現状は、ともすれば地域間・個人間の格差をより一層拡大する可能性がある」。2000年代に入ってから政策動向として、厚生労働省の「雇用創出企画会議」等において、雇用条件の緩和が雇用機会を

増やすことになるという認識のもとに、コミュニティビジネスが、地域課題の解決や社会参加や生きがいづくりという点からも注目された。「コミュニティビジネスには、『コミュニティ』という言葉に代表される社会的な要素の追求の側面と、『ビジネス』という言葉に代表される事業活動を通じた剰余（利益）の追求の側面があり、この両者の関係をどのように理解すべきか、という問題がある¹³⁾。

つまり、コミュニティビジネスは、地域経済の純粋な量的拡大という点からはマイナスに働く可能性が十分にあるという点を指摘しておかねばならない。その意味で、産業的特性として、ニーズとそれに対する供給が地域的偏在を伴うことから、民間営利企業のサービスの無いところで代替あるいは市町村合併や財政危機を契機として地域的範囲を特定する形で始まる地域課題対応型かつ非営利型という特性を有する。

非営利型であるということは、多くの場合、複合的な事業展開をとらざるを得ない。それは単独の事業では経営的安定性が図れないからである。地域課題が複合的で単独事業で解決することが難しいことも、事業の複合化に拍車をかけることになる。しかし他方で、この複合的な事業展開は、コミュニティにおける新しい経済を考えようとするとき、コミュニティの単位のみならず、住民個人の働き方にも同様の複合的働き方を提起している。すなわち、「複合生業論」である。これは、住民ひとりひとりがその地域の持つ地理的・気候的条件や特性に対応した季節性に応じた生業の組み合わせによって生活を維持していくという考え方であり、生業を複合化することで、個人単位は当然のこととして地域全体で見ても、外的内的な変化に伴う影響を柔軟に受けとめ対応することのできるコミュニティのあり方を規定することになる。

第Ⅱ章 多様な地域課題に対応したサービス供給主体の必要性

第1節 「生活サービス」の定義と混合財および供給主体の多様性

ここからは、多様な地域課題に対応したサービスの供給主体について考えていきたい。まず、地域課題を財・サービスの提供を通じて解決をめざす供給者であることからその対象を「生活サービス」ととらえたとき、どのような供給主体が想定できるであろうか。

総務省地域創造グループによる「平成26年度地域における生活支援サービス提供の調査研究事業報告書」（平成27年3月）によれば、「生活支援サービス」について、地域住民が中心となって提供される次のようなサービスを調査の対象としている。ただし、公費または無償で提供されるサービスは調査の対象外となっているほか、地域住民が中心となっても、相互扶助活動、清掃美化、親睦、防災防犯、社会学習、生産その他会合の活動については調査対象外としてはずしている。「サービスの対価を個々のサービスごとに授受する行為か否か」の視点から、コミュニティビジネスと相互扶助活動の意識を区分するとしている。

図表1 総務省における生活支援サービスのとらえ方

総合的なもの	市町村役場の窓口代行
生活支援関係	コミュニティバスの運行 送迎サービス 雪かき・雪下ろし 庭の手入れ 弁当配達・給配食サービス 買い物支援 (配達・地域商店運営・移動販売など)
高齢者福祉関係	声かけ・見守り 高齢者交流サービス
子育て支援関係	保育サービス 一時預かり
産業支援関係	農産物の庭先集荷 遊休農地の手入れ

出所：総務省（2015）、5ページより作成。

一方、より広く生活サービスをとらえているのが、平口(2010)である。平口は、「一般的に生活サービスとは、住民が日常生活を営む上で不可欠なサービスと捉えることができる。こうしたサービスには、これまで民間レベルで提供されてきた日用品販売サービスや金融サービスだけでなく、住民の健康に関わる医療・福祉サービスや公民館活動のような社会教育サービスといった行政による公共サービスまで広く含まれる。」¹⁴⁾とする。特に、生産条件不利地域としての農山村地域に言及し、「農山村地域においては、生活サービスの供給が減少・停止することによって、地域における生活が困難になり、地域社会が存続できなくなる可能性が高い。なぜなら現状の農山村地域は競争的なビジネス環境になく、既存の供給主体がサービスを停止したからといって、すぐに新たな供給主体の出現を期待することは極めて難しいからである。」よって、「農山村地域における生活サービスは非排除性を有しており、純粋民間財でも純粋公共財でもない混合財であると考えられる。」¹⁵⁾とする。本稿においても、平口の定義を採用しておきたい。

そして、混合財故に供給主体も多様性を有することになる。平口は混合財の供給主体として、社会的企業やコミュニティビジネスの議論をふまえ、非営利組織、協同組合、営利組織、町内会や自治会等の地縁型自治組織といった多様な供給主体を認めているものの、事業の主体をあくまで住民主体とすることについて疑問を呈している。すなわち、すべての農山村地域において住民が自ら先導しつつ主体となるということは困難なためである。「地域によっては主体となり得る住民層が欠落」するケースは珍しくないとしている。「むしろ、住民レベルでの主体形成が困難な地域でこそ、生活サービスの供給が著しく減少しており、早急に対策を講じる必要がある。そのため、現状において住民が主体となり得ない地域における生活サービスの供給においては、それに代わる主体の選定・検討が必要である。」¹⁶⁾

このように、供給主体に着目せざるを得ない

前提として、そもそも生活サービス産業が成立しない地域があり、供給の方法論自体が課題になるという点がある。「ある地域やテーマが抱える課題に即して提供される財やサービスは、その財やサービスの特質によってそれぞれにふさわしい事業形態がある」。「コミュニティビジネス論では法人格の種別ではなく、その事業のあり方の特徴に焦点が当てられて」いる。なお、「NPO法人の法人格取得はあくまで手段として活用されるのが現実であり、現存のNPO法人には様々な目的のもとで法人格を取得した組織が含まれるようになった」「だが、これまでNPOの先進事例として知られてきた団体の活動の多くは、コミュニティビジネスにおける議論の対象となる活動と重なる部分が多い。」¹⁷⁾

さらに、NPO法人のみならず、NPO法人以外の公益法人、株式会社や有限会社などの営利企業形態、法人格を持たない任意団体、協同組合、地域ベースの民間非営利団体等がその主体として考えられよう。

第三章 コミュニティビジネスと ソーシャルビジネスとの相互浸透

コミュニティビジネスと並んで、社会課題をビジネスを通じて解決しようとするという考え方としてソーシャルビジネス論がある。コミュニティビジネスが地域再生あるいは地域と一体型であることに主眼を置いているのに対し、ソーシャルビジネスは企業や組織の社会的使命に重点を置き特定の地域に限定されていないものとして一般的に理解されているが、昨今では、組織や団体や活動のある側面を見たときには、それがコミュニティビジネスとしてとらえられ、また他の側面からはソーシャルビジネスとして、とらえられるようになってきている。ここでは、協同組合とNPO法人及び地域コミュニティ組織の制度化・法人化を事例にしなから概観していくことにする。

第1節 協同組合の事業から発展して 組合員の生活をサポート

ひとつめの例は、生活協同組合における供給事業（中でも宅配）を通じた日常的な住民生活サポート及び見守りという取り組みである。つまり本業を通じて、それが結果的に住民生活の維持につながっているという取り組みである。

生協のみならず、配達業務や巡回サービス業務を担う企業では、地域住民の間接的な見守りサービスを実施しているケースが非常に多く見受けられるようになってきている。例えば、岐阜県では安全・安心まちづくりに関する行政施策と連動し、「フレンドリー企業」が登録され、新聞販売店、建設会社、電力会社営業所、金融機関、タクシー協会、社会福祉法人等が、住民生活をサポートしている。

第2節 生協の組合員組織から広がる 有償ボランティアベースの活動

田中（2017）は新たな共同として「小さな協同」を挙げている。1990年代のグローバル化に伴う地域経済の空洞化や社会関係の個別化・孤立化及び地域コミュニティの衰退と高齢化の進行に伴い、地域コミュニティを補完するものとして、協同組合組織を中心に本来の供給事業や信用事業等とは別に進んだものとして「小さな協同」をとらえている。協同組合組織本体がこの時期も規模の経済を追求し続け合併や事業連合が盛んにつくられていったのと反比例するかのように、むしろ個別性に向き合う形で「小さな協同」としての事業が展開した。ケアワークを中心としたこれらの取り組みは「固有名詞の関係」が尊重される協同として注目されることとなり、さらに事業とは別に組合員同士による相互扶助の関係性が「たすけあい」「おたがいさま」等の形で展開していった。この「小さな協同」の代表として、ワーカーズ・コレクティブがあげられる。サービスの受け手自身が供給主体化し、サービスを双方向に提供し合う相互扶助的関係が成り立っている。

田中がいう「小さな協同」を通じたコミュニティ再建活動は宮崎隆志の「協同蓄積論」によ

れば「協同蓄積過程」だというのが、この協同蓄積過程は、ポランニーによる経済の再埋め込みに他ならないのではないと思われる。

小さな協同を裏付けるように、1983年から組合員同士の助け合いの仕組みとして高齢者や子育て中の家庭への家事援助などを行う「くらしの助け合い活動」が始まっている¹⁸。2016年度は92万6,974時間、活動者は2万3,108人にのぼる¹⁹。

他にも、生協しまねの有償たすけあいシステム「しまねのおたがいさま」は組合員が運営している。困りごとを抱えた利用者が「おたがいさま」に相談し、コーディネーターが対応できる登録メンバーに連絡し、登録メンバーである応援者が利用者の困りごとの解決をお手伝いするしくみである。さらに、コープみらいでは2011年より団地内空き商店を利用して宅配で注文した商品を受け取れるステーションを開始している。2015年には生活基盤の支援と地域コミュニティの活性化を目的とした「くらしのプラットフォーム」を開設した。団地ステーションを拠点とした個人宅配や自治会、行政、諸団体と連携したサロン機能の充実をめざし、コミュニティの活性化への貢献をめざしている²⁰。

第3節 まちづくり型・地域づくり型の NPOや協同組合

地域課題の多様化の中で増加しているのが、地域の課題を総合的に捉えようとするまちづくり型・地域づくり型の活動及び事業を展開する団体である。これらは、既存のサービス産業分類にはあてはめることが難しいような「包括支援型」あるいは「中間支援型」のソーシャルビジネス事業を展開している。

生活関連サービスを多様な形で展開しながら、地域の維持や再生をめざす地域づくり型・まちづくり型のサービス供給主体の事例として、本稿では、岐阜県山県市に拠点を構える特定非営利活動法人山県楽しいプロジェクト（以下「NPO法人山県楽しいプロジェクト」とする）を事例としてとりあげる。

同法人では目的を「山県市において市民が楽

しく暮らせるよう、地域住民の視点に基づき、住民と連携を深めながら、地域の歴史や文化の継承、自然環境保全、資源を活用した地域活性化、子育て支援、多世代交流活動その他の活動を行い、地域住民の想いを繋ぎながら持続可能な地域社会の実現に寄与すること」と定め、11の特定非営利活動をかかげ、事業としては①地域活性化事業、②子育て支援事業、③ライフサポート事業、④その他目的達成のために必要な事業の4つをかかげている²¹。

同法人はもともと子育てサークルにその原点がある。自ら同世代の子どもを育てる母親らが集まることから活動が始まった。時は2003(平成15)年にさかのぼる。山県市の乳幼児教室(第一子の親子対象)で知り合った母親5人が、互いの家で集まり子ども同士を遊ばせるようになり、同時期の子どもを育てる母親同士が日々の何気ない悩みを共有する中でつながり合うようになっていった。この時の経験を元に2006(平成18)年に任意団体「かばさんファミリーの会」を立ち上げ、市の施設にて週2回の子育てサロンを開始した。同世代の子ども同士を持つ母親同士のつながりであるいわゆる「ママ友」同士によるセルフヘルプグループから、地域の子育てを担う集団として、より開かれたサークルに変化したことになる。さらに、この子育てサロンについて常設化を求める声が大きくなり、山県市の子育て支援政策にもマッチしたことから、2007(平成19)年には山県市地域子育て支援拠点施設「おやこYYひろば」の委託運営を受けることになった。任意団体として始まった活動が事業の継続性を求められることになったことから、2009(平成21)年にはNPO法人Kaba's Famを設立し法人化している。同団体は法人格取得を契機として、地域子育て支援事業と共に、子育て女性の支援事業についても展開していくこととなった。

同法人は子育て支援を中心に事業の柱が組み立てられていたが、2011(平成23)年に法人内に地域活性化事業部「やまがた舎」を設置し、岐阜県県民の参画と協働事業(平成24年度・平成25年度)を受託する。

2013(平成25年)にはNPO法人山県楽しいプロジェクトに名称変更し、子育て支援事業部「かばさんファミリー」および地域活性化事業部「やまがた舎」として再出発し、さらに2015(平成27)年10月に「おやこYYひろば」など未就学児を中心とした子育て支援事業部「かばさんファミリー」をNPO法人かばさんファミリーとして分離独立させるに至った²²。

法人名の「楽しい」には「子育て」「人生」「地域」のそれぞれを「楽しむ」というコンセプトが貫かれている。子育て支援のみならず事業の柱に「地域」を立てるようになった背景には、地元でUターンし居住地域を盛り上げたい若者や地域への想いを厚くする行政職員の業務外の支援があったことも大きい。2003(平成15)年に高富町、美山町、伊自良村の3町村が合併して誕生した山県市は、それぞれの地域性を活かした地域づくりがそれまでにも進められていたが、特に美山と伊自良両地域は典型的な過疎問題を抱えていた。若者の流出に伴う地域行事の衰退や地域としての活力が全体として低下していくという共通に持つ課題と両地域の持つ地域特性を生かして、継続的な交流で両地区のイベントを双方向に協力し合いながら実施し(伊自良地域の伝統的な「連柿」を継承するための体験事業に結実)、その後も、美山で農家レストラン、伊自良でツリーハウスやプレーパーク、また、さらに両地域で婚活事業を展開している。

「山県楽しいプロジェクト」の活動は、過疎問題にとどまることなく、2013(平成25)年には商店街活性化事業として、高富地域の空洞化が進む天王寺商店街において、空き店舗を活用した商品販売(ママのハンドメイドショップ「かばずふあむ」)、商店街でのイベントを年間通じ実施しながら、最終的にはこどもによるこどものための「こどものまち²³」を展開している。

その後も婚活事業や女性の再就職支援等にも事業が広がりを見せており、ライフステージに応じた生活ニーズに対する幅広い取り組みを続けている。

図表2 地域づくりNPO山県楽しいプロジェクトの沿革

2003 (平成15) 年	市の乳幼児教室（第一子の親子対象）にて出会った母親5人が互いの家に子どもを遊ばせおしゃべりするようになる。 （気軽な友人同士の集まり）
2006 (平成18) 年	気軽に親子が集える場所を求め 任意団体「かばさんファミリーの会」を立ち上げる。 市施設を週2回借りて 子育てサロンを開始する。
2007 (平成19) 年	山県市地域子育て支援拠点施設「おやこＹＹひろば」の委託運営開始。 （市の子育て支援サービスを担う団体としての位置づけ）
2009 (平成21) 年	NPO法人Kaba's Famを設立
2011 (平成23) 年	NPO法人内に地域活性化事業部「やまがた舎」を設置 岐阜県委託事業を2012・2013年度実施 （子育て支援専門から地域づくり型事業への展開）
2013 (平成25) 年	NPO法人山県楽しいプロジェクトに名称変更 子育て支援事業部「かばさんファミリー」／地域活性化事業部「やまがた舎」
2015 (平成27) 年	子育て支援事業部「かばさんファミリー」（「おやこＹＹひろば」など未就学児を中心とした子育て支援事業）を分離しNPO法人化 （地域づくりNPOへとしての展開へ）

出所：地域づくりNPO山県楽しいプロジェクトウェブサイト掲載情報を元に筆者作成。

第4節 地域コミュニティの

ソーシャルビジネス的展開

最後にとりあげるのは、地域での住民生活を維持していくために、地域を運営・経営するための地域コミュニティ組織の制度化に関する展開である。地域コミュニティ組織の制度化の要因は、先進国に共通の福祉国家体制の揺らぎの中で分権改革が進む一方、財政危機のために人口の少子高齢化・過疎化・人口減少の局面においても必要となる生活ニーズを充足することを、地域コミュニティの強化に求めていることにある。生活ニーズの充足は、生活の商品化によって満たされるのであれば問題ないが、これまでにも見てきたように、営利企業が市場を見出すには需要量が極端に少ない地域等では、日常生活に必要なサービスが行政サービスの面からも営利企業によるサービスからも供給されない。となれば、そこに住む人々が自ら担わなくてはならない。ただ、それだけでなく、よりポジティブな側面もある。それは、仕事としてのなりわい＝生産条件を、生活条件の維持という指標のもとに生み出すということである。それらは生活支援サービスという枠組みの中で考えられうる。

自治基本条例における自治会等地縁組織の制度化や、地域コミュニティ組織等の協議会等組織化、あるいは自治体内分権に基づく権限移譲等により、自治体内の地域単位での地域経営を積極的にはかろうとするものである。

地域コミュニティ組織の再編と法人化については、「小規模多機能自治」の「スーパーコミュニティ法人」に関する提言において、地域運営組織の組織形態は、全体の7割が法人格を持たない任意団体となっていることがあげられているが、直面する地域課題への対応や解決の単位として、地域における任意団体組織を法人化させ、住民自治の力を高めていくことの重要性が、小規模多機能自治組織として先進的な4市を中心に主張されている²⁴。

結びにかえて

従来、地域社会をそれとして成り立たせていたのは、世代間で継承される相互扶助的關係であった。しかしながら、少子高齢化・人口減少・個人化・多様化の中で、地域社会における相互扶助は衰退している。また、新興住宅地や人

口流動の激しい地域ではそもそも世代間相互扶助的関係が成立していない。つまり、世代間継承が前提の相互扶助は、世代間継承が見込めないあるいは世代間の相互扶助が崩壊している地域においてはそもそも成立しない。相互扶助的關係において解決できない生活ニーズは、それに代わる商品サービスとして購入されるか公的サービスとして供給されるしかない。

だが、実際には、営利企業による商品サービスには、明確に地域的偏在の問題がある。特に生活サービスにかかる個人向けサービス産業については、労働生産性の問題、生産と消費の同時性の特徴から需要密度が生産性に影響するという問題、さらには需給アンバランスのために、品質に見合う価格が実現されないといった問題から、生活ニーズが商品サービスとして満たされるわけではない。

一方、公共サービスで代替するという点においても困難がきまとう。1990年代後半以降の地方分権改革、とりわけ平成の大合併を契機として、法人格を失った団体では、自治体の広域化や行政改革に伴う公共サービスの代替または中間支援の必要が生じている。自治体内分権と地域の法人化の動きは、任意団体としての地縁組織から、地域での生活を支援する様々なサービスの供給主体として、さらには公共サービスを提供する主体としての役割が拡大しているのである。政策概念としての「協働」「新しい公共」「市民社会」を、地域コミュニティの側から、生業コミュニティとして疑似的な相互扶助関係を再構築できるかが問われている。

地域での生活をサポートするサービス業の主体と形態は、協同組合及びNPOにとどまらず、営利企業、個人事業主まで多様に含まれるため、本稿は担い手に関する一考察に過ぎない。ただし、かつて規模の経済性を追求した生協において、いまや組合員組織を中心とする「小さな協同」が広がり、新たなサービス提供主体として自立経営するところが生まれており、さらに相互扶助的側面の強い地域コミュニティの単位において、住民生活の課題解決に対応したソーシャルビジネス及びコミュニティビジネスの展開が

地域単位で模索され実践されている。これらの実践が地域（経済）に与えるインパクトについて、今後も検討していくことが必要である。

最後に、本稿の執筆にあたり、特定非営利活動法人山県楽しいプロジェクト理事・木村麻理氏にご協力を賜った。深謝申し上げる。

【注】

- 1 日本経済団体連合会（2015）参照。
- 2 広井良典（2013）等を参照。
- 3 さらに地域的共同性を超えた公共性との連動を見出すとき、社会的使用価値論（宮本憲一（1981））への展望につながる。宮本憲一の社会的使用価値論については大島（2007）についても参照。
- 4 橋本理（2007）、9ページ。
- 5 橋本理（2007）、9ページ。
- 6 橋本理（2007）、10ページ。
- 7 橋本理（2007）、10ページ。
- 8 細内信孝（1999）、13ページ。
- 9 宮入興一「過疎地域における災害復興の課題と展望－能登半島地震災害を素材として－」『年報・中部の経済と社会 2007年版』2008年3月、宮入興一「能登半島地震の復興課題と政策展開」金沢大学経済学部『地域経済ニューズレターCURES』78号、2008年1月等を参照。
- 10 保母武彦（1996）等を参照。従来地域おこしとして取り上げられた事例がコミュニティビジネスとしても取り上げられるようになる。
- 11 橋本理（2007）、13～16ページ
- 12 白戸洋「コミュニティ・ビジネスによるコミュニティの再構築の可能性」松本大学『地域総合研究』5号、71ページ、2005年。
- 13 橋本理（2007）、36ページ。
- 14 平口嘉典（2010）、108ページ。
- 15 平口嘉典（2010）、108ページ。
- 16 平口嘉典（2010）、108ページ。
- 17 橋本理（2007）、6～7ページ。
- 18 日本生活協同組合連合会（2017）、10ページ。
- 19 日本生活協同組合連合会（2017）、10ページ。
- 20 日本生活協同組合連合会（2015）、16ページ。
- 21 特定非営利活動法人山県楽しいプロジェクト定款より。
- 22 特定非営利活動法人山県楽しいプロジェクト提供資料及び理事木村麻理氏聞き取りによる。
- 23 「こどものまち」は、子どもたちが子どもたちだけで運営する架空のまちであり、ドイツの「ミニ・ミュンヘン」の日本版として全国各地に広がった。ミニ・ミュンヘンについては、ミニ・ミュンヘン研究会サイトを参照。
<http://www.mi-mue.com/about/index.html>
- 24 伊賀市・名張市・朝来市・雲南市（2014）

【参考文献】

- 伊賀市・名張市・朝来市・雲南市「小規模多機能自治組織の法人格取得方策に関する挙動研究報告書（平成26年2月）」2014年。
- 大島堅一「環境費用とその負担問題に関する一試論」立命館大学国際関係学部紀要『立命館国際研究』2007年。
- 白戸洋「コミュニティ・ビジネスによるコミュニティの再構築の可能性」松本大学『地域総合研究』5号、2005年。
- 田中秀樹『協同の再発見「小さな協同」の発展と協同組合の未来』家の光協会、2017年。
- 日本経済団体連合会「生活サービス産業が2025年の社会を変える－『快適・便利・安心・安全』を支える生活サービス産業からの提案－」2015年9月。
- 日本生活協同組合連合会『生協の社会的取り組み報告書』各年版。
- 橋本理「コミュニティビジネス論の展開とその問題」関西大学『社会学部紀要』第38巻第2号、2007年3月。
- 平口嘉典「農山村地域における第三セクターの新たな役割－生活サービス事業の展開をふまえて－」『農業経営研究』48巻2号、2010年。
- 広井良典『人口減少社会という希望－コミュニティ経済の生成と地域倫理』2013年、朝日新聞出版社。
- 細内信孝『コミュニティ・ビジネス』中央大学出版部、1999年。
- 保母武彦『内発的発展論と日本の農山村』岩波書店、1996年。
- 宮入興一「過疎地域における災害復興の課題と展望－能登半島地震災害を素材として－」『年報・中部の経済と社会（2007年版）』2008年3月。
- 宮入興一「能登半島地震の復興課題と政策展開」金沢大学経済学部『地域経済ニューズレターCURES』78号、2008年1月
- 宮本憲一『現代資本主義と国家』岩波書店、1981年。

【参考ウェブサイト】

- 地域づくりNPO山県楽しいプロジェクトウェブサイト
<http://yamagata-tanopuro.org>
 (最終閲覧日 2019年1月7日)
- ミニ・ミュンヘン研究会サイト
<http://www.mi-mue.com/about/index.html>
 (最終閲覧日2019年1月6日)